

令和 5 年度 環境保全計画書

2023年 7月

株式会社 神戸製鋼所
神戸総合技術研究所

1. 環境経営基本方針（神戸総合技術研究所）
2. 環境管理体制の現況
3. 重点取り組み目標（E A 2 1 中長期計画）
4. 法令規制に係わる計画
5. 法令規制以外の環境保全活動に係る計画



1. 環境経営基本方針（神戸総合技術研究所）

環境方針：『環境経営システム（エコアクション2.1）にのっとり、全所員が一丸となって自主的・積極的に環境保全活動に取り組む』

<行動指針>

- 1) 環境関連法規制やその他の要求事項を順守します。
- 2) 環境目標を定めて定期的に見直しを行い、継続的改善に努める。
- 3) 全所員参加による取り組みを継続して環境マインドの向上に努めます。

取り組み内容

- ・二酸化炭素排出量の削減のため、電力・都市ガス使用量の抑制に取り組みます。
 - ・天然資源である水とコピー用紙を適正に使用します。
 - ・事業活動によって発生する廃棄物の排出量の抑制と適正な分別回収を行い、再資源化に努めます。
 - ・使用する化学物質の適正な管理を行います。
 - ・環境・資源・エネルギー問題の解決に資する研究開発を推進します。
- 4) 環境方針は社内に掲示し、全所員に周知するとともに、外部へも公表する。

2. 環境管理体制の現況

当社における環境管理体制を図1に示す。また、神戸総合技術研究所における環境管理体制は全社環境管理組織に基づき図2のとおり。

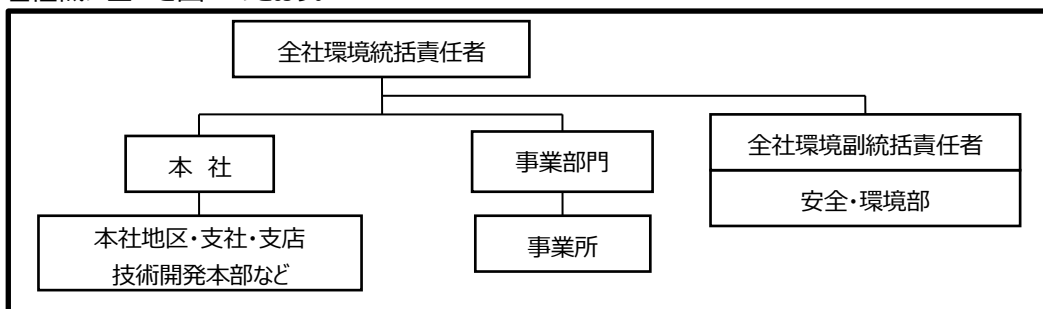


図1 全社環境管理体制

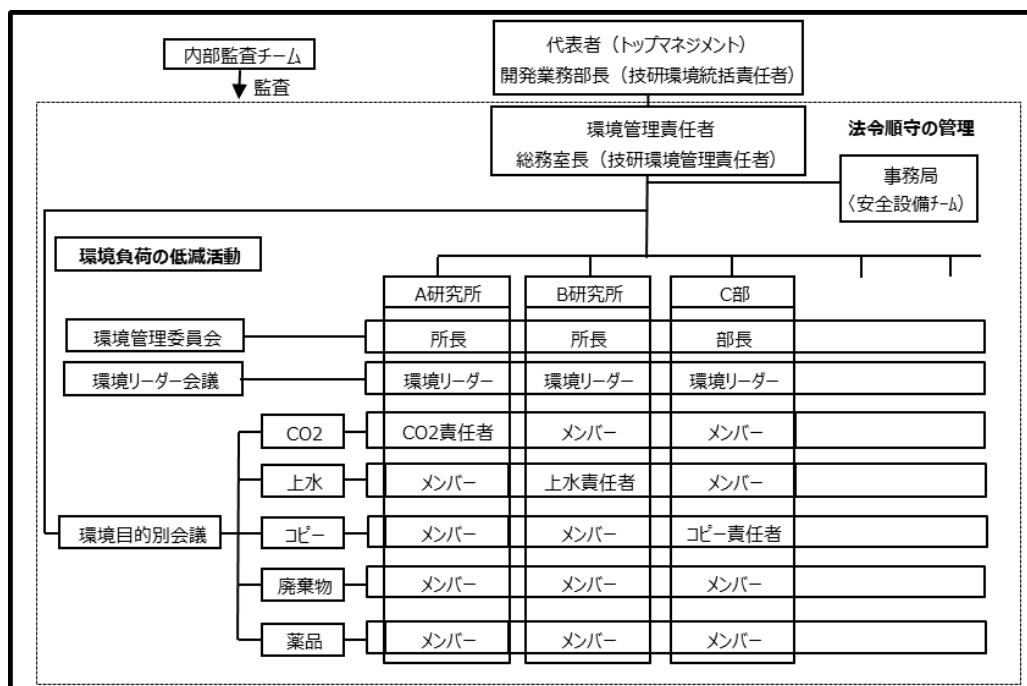


図2 神戸総合技術研究所 環境管理体制

3. 重点取り組み目標（E A 2 1 中長期計画）

当事業所では、エコアクション21（E A 2 1）の活動を重点に環境活動を行う。

2023年度の活動について、EA21 責任者（代表者）の指示のもと2022年度に変更した環境経営目標と計画を継続する。環境経営方針と推進体制に関して、変更なし。

「参考」2022年度に変更した点は、下記のとおり

CO2、上水、コピー用紙、廃棄物の削減について、これまでの継続的な取り組みにより今後大幅な削減は見込めない状況となっている。2022年度に変更した最近の実績値に基づく基準値と上限値を設定し各項目で月ごとの使用量維持を目標に2023年度も活動を継続する。月ごとの実績値が上限値を上回った場合は速やかに原因を探り対策を打つこととする。

E A 2 1 の中長期計画（2022年度～2024年度）を下表に示す。

No.	環境目的 (環境影響指標)	「環境方針」 との整合	項目	中長期取組内容（目標）		
				2022年度	2023年度	2024年度
1	二酸化炭素排出量の削減として電力・都市ガス使用量の抑制	省エネルギー	冷暖房用都市ガス使用量の抑制	基準値：210,430m3/年以下 2019～2021年度の平均実績（*四捨五入で補正）		
			省エネ意識の啓発活動	不要電灯、PCモニタOFFの啓発活動の継続		
			省エネ化の推進	空調リプレース、照明LED化		
2	上水の適正な使用	省資源	上水の適正な使用	基準値：16,260m3/年以下 2019～2021年度の平均実績（*四捨五入で補正）		
			モニタリング	・異常状態早期発見のための使用量モニタリングの継続 ・異常状態発生時の要因究明と対応		
3	コピー用紙の適正な使用	省資源	コピー用紙の適正な使用	基準値：1,150枚/人/年以下 2019～2021年度の平均実績（*四捨五入で補正）		
			ペーパーレス化	・ペーパーレス会議 ・社内提出書類の電子承認の範囲拡大 ・2in1、両面コピー		
4	一般可燃廃棄物の排出量の抑制	再資源化 廃棄物削減	一般可燃物の排出量の抑制	基準値：10,020g/人/年以下 2019～2021年度の平均実績（*四捨五入で補正）		
			3R活動 ・リデュース Reduce）：発生抑制 ・リユース（Reuse）：再使用 ・リサイクル（Recycle）：再資源化	・廃棄物分別状況調査と廃棄ルール（分別、圧縮）の周知徹底 ゴミパトロールの実施：3回/年 ゴミステーションパトロールの実施：1回/年		
5	化学物質の適正管理	環境汚染 省資源	薬品管理の徹底	・棚卸し（毒劇物、危険物の保管数量確認）の定期実施：2回/年 ・IDカードによる薬品庫キーの管理継続実施 システム検討 2023年度～ 運用開始		
			薬品に関する規程の周知と教育	・薬品類取扱い規定の周知 各部署の安全会議で実施：1回/年 ・社外専門家による教育（講習会）3年ごと開催 2022年度開催 *次回、2025年度予定		
6	環境・資源・エネルギー問題の解決に資する研究開発	環境汚染 省資源	環境・資源・エネルギー問題への挑戦	・CO2削減・回収技術・低炭素製鉄 ・グリーンエネルギー生産（再生可能エネルギー等） ・CO2排出量の少ない素材提供/エネルギー供給など 対応するSDGs 		
			安全・安心な社会の創造	・低排出、安全なモビリティ・物流への貢献 ・防災・減災・災害に強いまちづくり、BCP ・持続可能、再生可能なインフラ素材・技術 など 対応するSDGs 		

4. 法令規制に係わる計画

1) 法令規制全般に共通の計画

①目標

- 法令違反ゼロ
- 人的・設備的被害ゼロ

②目標達成手段

- 定期的に事業所部会にて報告しチェックを受ける
- E A 2 1 を含む外部監査を受けP D C Aを継続する
- 維持管理を継続する

2) 法令別の目標と目標達成手段

	目標	目標達成手段
大気汚染防止対策	○大気汚染防止法に係わるばい煙発生施設に関して、最大排出基準値を遵守する。(表1)	○ばい煙測定を実施。(2回/年) 定期自主検査を実施。
温対法 省エネ法	○エネルギー消費の把握と適正な使用の推進	○法令に基づいたエネルギー合理化計画の推進
水質汚濁防止対策	○下水道法、水質汚濁防止法で決められた排水濃度に関して、自主基準値以下になるよう管理する。(表4)	○該当設備の定期点検及び測定を実施。 ①除害施設は1回/月点検 ②pH測定は毎日測定 ③水質検査は通達に従って分析を実施
産業廃棄物対策	○産業廃棄物を適正に処理する。 ○事業所外へ移動させた産業廃棄物の種類と量を管理する。	○廃棄物の処理・管理 契約委託業者による収集・運搬・処分。 発行済マニフェストの点検。 (2回/年の点検実施) ○実績報告書の作成(6月)
騒音規制法	○指定区域における規制基準値を遵守する。	○第4種区域で工業専用地域の規制基準： 昼間(8時～16時)70dB 夜間(22時～4時)60dBを超える恐れがある場合、対策を講じる。
土壌汚染対策	○有害物使用特定施設の水もれ等の点検を1回/年毎に着実にを行う。	○汚染土壌を排出する場合、適正処理に努める。
環境保全に関する条例	○電気及び都市ガスに関して、特定物質排出抑制計画に基づいて講じた措置の結果を報告する。	○報告書の提出。(1回/年)
消防法	○法で定める危険物の貯蔵に関して、指定数量を厳守する。 ○消防設備等の管理を徹底する。	○危険物の指定数量調査。 (1回/年 6月実施) ○消防設備の点検(2回/年) 結果の報告(1回/3年)

表 1 大気汚染防止法に係わるばい煙発生施設の排出基準値

設備名	許容排出基準値		
	ばいじん (mg/N m ³)	NOx (ppm)	硫黄酸化物 (SOx) 排出量 (k 値)
冷温水発生装置	0.05	48.57	0
プラズマアーク溶解炉	0.2	4	1

表 2 2023 年度 二酸化炭素排出量の削減計画

項目	燃料・焼却物等の種類	削減計画	二酸化炭素削減目標 (t-CO ²)	備考
自主活動 (Eアクション 21)	電気	省エネ意識の啓発活動 不要電灯の点灯率を現状以下とするための啓発活動を継続。	—	全従業員に対する節電の意識付け
	都市ガス	空調の都市ガス使用量の節減 →基準値 (過去、3 年間の実績平均) 以下	—	
設備更新	電気	6 号館 空調設備更新工事	7	削減量目標：見込み
設備更新	電気	2 号館 空調設備更新工事	7	削減量目標：見込み
設備更新	都市ガス	3 号館 空調設備更新工事	21	削減量目標：見込み
合計			22	

表 3 下水道法、水質汚濁防止法に係わる排出水の自主基準値

(単位：mg/l以下で pH と温度は除く)

項目	下水道法・神戸市下水道条例に基づく排除基準値 (平成 27 年 11 月改正)	技研地区で定めた自主管理基準値 (98 年制定、12 年改定)
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	6 を超え 8.5 未満
ガドミウム及びその化合物	0.03	流さずに産廃として処分すること
シアン化合物	0.3	
有機燐化合物	0.3	
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	0.1	
砒素及びその化合物	0.05	
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	
トリクロロエチレン	0.3	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	

項 目	下水道法・神戸市下水道 条例に基づく排除基準値 (平成 27 年 11 月改正)	技研地区で定めた 自主管理基準値 (98 年制定、12 年改定)
四 塩 化 炭 素	0.02	流さずに産廃として処分すること
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	0.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10	
ふっ素及びその化合物	8	
フェノール類	5	2.5
銅及びその化合物	3	1.5
亜鉛及びその化合物	2	1
鉄及びその化合物(溶解性)	10	5
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	5
クロム及びその化合物(溶解性)	2	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	2000	1000
浮遊物質(SS)	2000	1000
ルマルキチ抽出物質(動植物油脂類含有量)	150	—
ルマルキチ抽出物質(鉱油類含有量)	5	3
窒素含有量	1200	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物を含む なら産廃として処分すること
燐含有量	160	—
ダイオキシン類		—
温度	45℃未満	—
沃素消費量	220	—
1,4-ジオキサン	0.5	流さずに産廃として処分すること
トランス-1,2-ジクロロエチレン	未設定	
塩化ビニルモノマー	未設定	

5. 法令規制以外の環境保全活動に係る計画

分野	項目	目標
上水使用量の節減	節水	基準値：17,432m ³ /年以下
一般廃棄物の適正処理及び廃棄物の減量・再資源化	一般・産業廃棄物の適正処理	分別の徹底
	一般可燃物ゴミの減量	基準値：10,020g/人/年以下
	資源の有効利用	基準値：1,150枚/人/年以下
		両面コピー、2in1の推奨、裏紙使用の徹底
事務所での再生製品の使用	再生紙の使用促進 (OA用紙、トイレトペーパー)	100%
自動車対策	排気ガスのクリーン化	低公害・省エネルギーな自動車への転換（買換え時検討）
環境に配慮した施設・設備	緑地整備 環境保全設備の整備	敷地内及び、周辺整備の継続 研究排水設備の点検・保全の徹底 定期的な水質検査
従業員教育	環境に関する教育	E A 2 1の2022年度実績と2023年度計画の周知
	家庭も含めたエコへの意識向上	コベルコ エコライフノート（環境家計簿）への参加を奨励し、環境意識啓発を図る。
地域社会への参画	地域社会の環境保全活動等に地域社会の一員として、社員の自主参加により参画することを支援	事業所周辺の清掃活動。 1回/月 実施。

※2022年度以降、基準値以下を目標に計画

基準値：2019～2021年度の平均実績（＊四捨五入で補正）